

出来事（2018年12月）（訂正）

1. ミョウバン2品目（アンモニウム明礬およびカリ明礬）の使用制限（11月30日告示）

菓子、生菓子、パンへの使用は、アルミニウムとして、0.1g/1kg以下と制限されます。尚、経過措置は1年です。<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T181130I0020.pdf>

2. 食品衛生法の一部改正に基づく政省令案の検討状況の説明（厚生労働省）

食の安全を確保するためおHACCPの普及等に関する政省令案の検討状況に関して、11月29日から全国7か所で説明会が開催されました。

3. ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水のヒ素試験法の改正（11月30日通知）

ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水にヒ素が検出されないことを確認する試験に用いるヒ素標準液及びヒ素標準原液について、調製法が通知されました。

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T181130I0010.pdf>

4. 遺伝子組換え食品（厚生労働省）

ゲノム編集技術を利用して得られた食品（農産物等）について、食品衛生法上の取扱いが厚生労働省薬事食品衛生審議会 食品衛生分科会 新開発食品調査部会 遺伝子組換え食品等調査会で検討され、「調査会とりまとめ」が、12月17日付けで公表されました。12月18日の食品衛生分科会 新開発食品調査部会で検討され、12月27日に関係団体のヒヤリングが実施されました。

今後は、1月に新開発食品調査部会で「部会報告書（案）」がとりまとめられ、2月に意見募集を行った上、3月には「部会報告書」がとりまとめられ、食品衛生分科会で審議されます。これにより、ゲノム編集技術応用食品等の食品衛生法上の取扱いが明確になります。

5. 水道法の一部改正

12月6日、水道法の一部改正が可決成立し、12月12日に公布されました。施行は、1年以内です。この改正により民間参入が可能となりますが、長期的な視点で見ると、食品企業のコストアップに繋がるのではないかと心配します。

6. 環太平洋経済連携協定（TPP11）の発効

12月30日 日本、オーストラリア、カナダ、メキシコ等の11か国による環太平洋経済連携協定（TPP11）が発効しました。これにより、人口：5億人、GDP：10兆ドル（世界のGDPの約13%）という大規模な貿易圏が誕生しました。

7. 日EU経済連携協定（日EU・EPA） 2019年2月1日 発効予定

2017年7月に大筋合意された「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結」は、2018年7月に各国首脳が署名し、12月21日に公文の交換がなされました。

食品分野では、EU 側から日本側に、酵素と香料の規制緩和を強く求めています。日本としても、農林産物とその加工品の輸出を拡大するチャンスです。EU の非関税障壁（添加物規制等）を取り除くための事業（添加物申請等）の加速が求められています。

TPP11 及び EU EPA に備えた農林水産業の強化策として、2018 年 2 次補正予算案に 3,188 億円が盛り込まれました。

8. 食品の放射能問題

（原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定に基づく食品の出荷制限）

- ① 福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の特定の動植物の出荷の制限
- ② 12 月の新たな出荷制限はありません。

9. 食事摂取基準インタラクティブツールの稼働（EU）

EFSA は、11 月 29 日、栄養士や医療従事者が、EFSA の食事摂取基準値を用いて簡単に計算可能なツールを開発したとのことです。水分、脂肪、炭水化物、食物繊維、たんぱく質、熱量、ビタミン 14 種、ミネラル 13 種の食事摂取基準が含まれます。

<https://www.efsa.europa.eu/en/press/news/181129-1>

10. 食品添加物 1,2-プロパンジオール脂肪酸エステル（E477 乳化剤）の再評価

EFSA のパネルは、11 月 6 日、食品添加物 1,2-プロパンジオール脂肪酸エステル（プロピレングリコール脂肪酸エステル E477）の再評価結果を公表しました。パネルは、1,2-プロパンジオールの ADI 25mg/kg bw/day を追認しました。これは、1,2-プロパンジオール脂肪酸エステル（E477）では ADI 80mg/kg bw/day に相当し、安全上の懸念はないとしました。しかし、1,2-プロパンジオールの暴露源となる E477、E1520、E405 を合わせたグループでの ADI 設定の可能性、複合暴露量評価、E477 の規格改定について助言したとのことです。

<https://efsa.onlinelibrary.wiley.com/doi/epdf/10.2903/j.efsa.2018.5497>

11. D-リボースの安全性の声明

EFSA の NDA パネルは、D-リボースについて、最大 36mg/kg bw/day の摂取量で一般成人に安全だとする科学的意見を採択し、D-リボースは安全だと結論したとのことです。

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5485>

12. 有機栽培食品は気候に悪影響 12 月 13 日

スウェーデンの研究者等の国際研究により、「有機栽培は、従来の方法に比べ多くの土地を必要とすることから、気候への影響が大きい。」と「Nature」に発表されたとのことです。

EFSA Journal 12 https://www.eurekalert.org/pub_releases/2018-12/cuot-ofw121318.php

13. 有機栽培製品の残留農薬管理が不十分 EU

2015年9月にドイツで実施された有機栽培製品の残留農薬評価について、サンプリングや許容基準が明確でない等の問題があるとする最終報告書が11月15日に公表されました。

http://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_id=3584

14. 中国産キャベツから基準値超過のカドミウムを検出（香港）

香港食品安全センター及び食物環境衛生局は、中国産キャベツから基準値超過（0.16ppm、基準値：0.1ppm）のカドミウムを検出したとのことです。

https://www.cfs.gov.hk/english/press/20181127_7237.html

*カドミウムに対する日本の規制（基準値）

葉菜：0.2ppm 精米：0.4ppm 玄米：1.0ppm 清涼飲料水（製品）：不検出 等々

15. コンニャクゼリー含有飲料 ダイエット効果の偽造と誇大広告（韓国）

韓国食品医薬品安全処は、コンニャクゼリー含有146製品（1,185サイト）を検査したところ、54製品（324サイト）が虚偽・誇大広告であったとして、販売サイトをブロックし、管轄自治体に、15か所の違反業者の調査と行政処分等の措置を求めたとのことです。

http://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=43132

16. 輸入食品監視指導計画に基づく監視 中間報告

103,262件（モニタリング検査30,496件、検査命令28,842件、自主検査45,769件等の合計から重複を除く）の検査が実施され、385件で法違反が確認され、積戻しや廃棄等の措置が講じられました。条文別の違反件数は、法第11条（食品の規格（微生物、残留農薬、残留動物用医薬品）、添加物の使用基準等）違反が249件と最も多く、次いで法第6条（アフラトキシン、シアン化合物等の有毒・有害物質の付着等）違反が124件、法第18条（器具又は容器包装の規格）違反が14件、法第10条（指定外添加物の使用）違反が9件、法第9条（食肉の衛生証明書の添付）違反が2件であったとのことです。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000464442.pdf>

17. 輸入食品「パレスチナ産アーモンド加工品」に検査命令

厚労省輸入食品安全対策室は、12月11日、「輸入時の自主検査の結果、パレスチナ（ヨルダン川西岸及びガザ）産アーモンドを原料として製造されたアーモンド加工品からアフラトキシンを検出したことから、検査命令を実施する。」と報じました。

<違反内容>・品名：アーモンド油 ・輸入者：堺 あゆみ ・製造者：CANAAN FAIR TRADE

・届出数量及び重量：36ピース、3.31kg

・検査結果：アフラトキシン 89 μ g/kg 検出（基準：含有してはならない）

・届出先：成田空港検疫所 ・日本への到着年月日：平成30年10月25日

・違反確定日：平成30年11月19日 ・貨物の措置状況：全量保管中

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000166431_00007.html

18. 輸入食品の違反事例

- ・三井物産株式会社がガーナから輸入した「生鮮カカオ豆」の自主検査で、伊藤忠食糧株式会社がエクアドルから輸入した「生鮮カカオ豆」の命令検査で、それぞれ一律基準を超える 2,4-D 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。カカオ豆の食品衛生法違反は、継続しており、輸入者の姿勢が疑われます。

*2,4-D：フェノキシ酸系除草剤

- ・兼松株式会社がスーダンから輸入した「ごまの種子」のモニタリング検査で、一律基準を超える 2,4-D 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。

(2018年12月29日)